

滋賀県建築工事積算基準において準用する基準の適用について

(適用年版)

第1 滋賀県建築工事積算基準第10の規定に基づき、次の各号に掲げる準用する国土交通省大臣官房官庁営繕部の基準等（以下「準用基準」という。）は、それぞれ当該各号に定める適用年版とする。

- (1) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 令和5年改定
- (2) 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 令和5年改定
- (3) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 令和7年改定
- (4) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 令和5年改定
- (5) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 令和7年改定
- (6) 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 令和7年改定
- (7) 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課） 令和7年改定

(準用基準の追加)

第2 次に掲げる内容については、準用基準に記載された内容を読み替えまたは追加して適用するものとする。

公共建築工事積算基準等資料 第3編第2章2 共通仮設費の算定方法に、次に掲げる除雪に要する費用の取り扱いを追加する。

イ 除雪に要する費用の取り扱い

建築基準法における「多雪区域」で、かつ、工事期間が次の期間を含んでいる工事の共通仮設率は、次に掲げる期間に応じ計算した補正率を除雪に要する費用の取り扱いをしなかった場合の共通仮設費率に加算する。ただし、改修工事および電気設備、機械設備ならびに昇降機設備工事については計上しないものとする。

12月15日～1月15日	0.1%
1月16日～2月15日	0.2%
2月16日～3月15日	0.2%

（共通仮設費率に乘じる補正率は、0.5%を限度とし、工事期間に含まれたそれぞれの期間における補正率の合計とする。）

付則（令和2年6月25日）

1. この要領は、令和2年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和2年6月25日一部修正）

1. この要領は、令和2年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和3年6月24日）

1. この要領は、令和3年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和4年6月16日）

1. この要領は、令和4年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和5年6月27日）

1. この要領は、令和5年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和6年6月14日）

1. この要領は、令和6年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

付則（令和7年6月18日）

1. この要領は、令和7年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。